

数を控除した数」を加え、「新株を発行する株式の分割（当該株式の分割に併せて一単元の株式の数を増加させる株式の分割）」を「自己株式以外の株式を増加させる株式の分割等（当該株式の分割等に併せて単元株式数を増加させる株式の分割等）」に改め、同項第二号中「一単元の株式の数」を「単元株式数」に改め、同項第三号中「株式の分割」を「株式の分割等」に、「一単元の株式の数」を「単元株式数」に改め、同条第二項中「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「第十六条第一項」を「第十六条第二項」に、「議決」を「決議」に改める。

第九十三条第一項中「所得税法第百三十一条第三項及び第百三十六条第一項各号（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）並びに法人税法第七十五条第七項（同法第七十五条の二第六項及び第八項において準用する場合並びにこれらの規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合並びに同法第八十一条の二十三第二項並びに第八十一条の二十四第三項及び第六項において準用する場合を含む。）」を「次の各号に掲げる規定」に、「これらの」を「当該各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 所得税法第百三十一条第三項及び第百三十六条第一項各号（これらの規定を同法第百六十六条にお

いて準用する場合を含む。)

二 法人税法第七十五条第七項(同法第七十五条の二第六項及び第八項において準用する場合並びにこれらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合並びに同法第八十一条の二十三第二項並びに第八十一条の二十四第三項及び第六項において準用する場合を含む。)

三 相続税法第五十二条第四項並びに第五十三条第一項、第四項第一号及び第二号イ、第六項並びに第七項

第九十三条第五項を次のように改める。

5 第二項の規定の適用がある場合における相続税法第五十三条第三項第二号ロに掲げる期間につき納付すべき同項に規定する利子税は、同条第四項第二号ロの規定にかかわらず、同法第五十二条の規定及び第二項の規定に準じて計算した金額とする。

第九十七条の表の都道府県の項中「第三十七条第一項の表の第十四号」を「第三十七条第一項の表の第十二号」に、「第六十五条の七第一項の表の第十五号」を「第六十五条の七第一項の表の第十三号」に、「第七十条の四第三十一項(第七十条の六第三十七項)」を「第七十条の四第三十項(第七十条の六第三十

六項」に改め、同表の市町村の項中「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項）」を「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項）」に、「第七十条の四第三十二項（第七十条の六第三十八項）」を「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項）」に改める。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の廃止）
第十四条 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十八年五月一日

イ 第七条の規定（酒税法第七条第三項に一号を加える改正規定を除く。）並びに附則第六十四条から第六十六条まで、第六十八条から第七十条まで、第百七十五条、第百七十六条、第百八十四条及び第

百九十七条の規定

ロ 第十三条中租税特別措置法第八十七条から第八十七条の四までの改正規定、同法第八十七条の五第一項の改正規定（「第三章」を「第二十三条」に改める部分に限る。）、同法第八十七条の六第一項の改正規定（「第三条第七号」を「第三条第十二号」に改める部分及び「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定（「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改める部分に限る。）並びに附則第百五十二条の規定

二 第十三条中租税特別措置法第十一条の六第一項の改正規定（同項の表の第一号中「有線テレビジョン放送法」の下に「（昭和四十七年法律第百十四号）」を加える部分を除く。）、同法第四十四条の六第一項の改正規定（同項の表の第一号中「電気通信事業法」の下に「（昭和五十九年法律第八十六号）」を加える部分を除く。）及び同法第六十八条の二十三第一項の改正規定並びに附則第八十三条第五項、第百七条第五項及び第百三十三条第五項の規定 平成十八年六月一日

三 次に掲げる規定 平成十八年七月一日

イ 第八条の規定並びに附則第七十一条及び第七十二条の規定

ロ 第十三条中租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定（「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第一百五十三条から第百五十七条まで及び第百六十六条の規定

四 次に掲げる規定 平成十八年十月一日

イ 第一条中所得税法第二編第二章第二節第五款中第五十八条の前に一条を加える改正規定（第五十七条の四第三項に係る部分を除く。）及び同法第百五十七条第三項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く。）並びに附則第八条第一項及び第十五条第二項の規定

ロ 第二条中法人税法第二条第十二号の七を同条第十二号の六の二とし、同号の次に四号を加える改正規定、同条第十二号の十五の次に二号を加える改正規定、同法第三十一条第五項及び第三十二条第七項の改正規定、同法第六十一条の二第六項の次に五項を加える改正規定（第七項及び第八項に係る部分に限る。）、同法第六十一条の十一第一項の改正規定（同項第五号中「商法第二百二十条ノ六第一項（端株主の端株買取請求権）に規定する端株」を「会社法第百八十九条第一項（単元未満株式についての権利の制限等）に規定する単元未満株式」に改める部分を除く。）、同法第六十一条の第十二第

- 一項の改正規定（同項第三号中「商法第二百二十条ノ六第一項（端株主の端株買取請求権）」に規定する端株」を「会社法第百八十九条第一項（単元未満株式についての権利の制限等）」に規定する単元未満株式」に改める部分を除く。）、「同法第六十一条の十三第三項の改正規定、同法第六十二条の七第一項の改正規定、同法第二編第一章第一節第六款中同条の次に二条を加える改正規定（第六十二条の九に係る部分に限る。）」、「同法第六十三条の改正規定、同法第八十一条の九の改正規定、同法第八十条の十第三項の改正規定並びに同法第百三十二条の二の改正規定（「利益の配当又は剰余金の分配の額」を「第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）」に掲げる金額」に改める部分を除く。）並びに附則第二十四条第一項及び第四項、第三十五条第三項、第三十六条第一項から第六項まで、第四十条、第四十一条、第四十七条第一項、第五十五条第二項並びに第百六十五条の規定
- ハ 第三条中相続税法第六十四条第三項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く。）及び附則第五十九条第七項の規定
- ニ 第四条中地価税法第三十二条第三項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く。）及び附則第六十条第二項の規定

ホ 第六条中消費税法第十六条第二項の改正規定

ヘ 第十条中国税通則法第七十一条第二項の改正規定

ト 第十三条中租税特別措置法第二条第二項の改正規定（同項第二十号から第二十号の三までを削り、同項第二十一号を同項第二十号とし、同項第二十一号の二を同項第二十号の二とし、同項第二十一号の三を同項第二十一号とする部分を除く。）、同法第二十六条第二項第六号の改正規定、同法第三十七条の十四を削る改正規定、同法第三十七条の十四の二を同法第三十七条の十四とする改正規定、同法第六十二条の三第九項の改正規定（「第六十五条の十五」を「第六十六条」に改める部分を除く。）、同法第六十三条第四項の改正規定、同法第六十四条の二の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第七項に係る部分を除く。）、同法第六十五条の二第七項の改正規定、同法第六十五条の七第一項の改正規定（「次条第十三項及び第十四項」を「次条第十四項及び第十五項」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の八の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第二項及び第四項に係る部分、同条第七項に係る部分、同条第八項に係る部分、同条第十四項中「第二十四号」及び「第二十一号」を「第十八号」に改める部分並びに同条第十三項中「第二十四号」及び「第二十一号」を「第十

八号」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の十二の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第八項に係る部分を除く。）、同法第六十五条の十四の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第八項に係る部分を除く。）、同法第六十七条の八から第六十七条の十までの改正規定、同法第六十八条の六十八第九項の改正規定（「第六十八条の八十五の二」を「第六十八条の八十五の三」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の六十九第四項の改正規定、同法第六十八条の七十一の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第八項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の七十三第七項の改正規定、同法第六十八条の七十八第一項の改正規定（「次条第十四項及び第十五項」を「次条第十五項及び第十六項」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の七十九の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第三項に係る部分、同条第五項に係る部分、同条第八項に係る部分、同条第九項に係る部分、同条第十五項中「第二十一号」及び「第二十四号」を「第十八号」に改める部分並びに同条第十四項中「第二十一号」及び「第二十四号」を「第十八号」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の八十三の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第九項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の八十五の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第九項に係る部分を除く。）、同法第六十八条

条の三」に改める部分を除く。）、同法第二百三十五条第二項の改正規定、同法第二百四十二条の改正規定（同条第五号中「第二百二十八条の二」を「第二百二十八条の三」に改める部分を除く。）及び同法別表第二から別表第四までの改正規定並びに附則第九条から第十二条まで、第十四条、第十六条第一項、第十七条、第二十条及び第二十一条の規定

ロ 第二条中法人税法第六十六条の改正規定（同条第二項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本の額若しくは出資金の額」に改める部分を除く。）、同法第八十一条の十二の改正規定（同条第二項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める部分を除く。）、同法第八十二条の四の改正規定、同法第九十九条の改正規定、同法第一百零二条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十三条の改正規定（同条第二項中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める部分を除く。）及び同法第一百四十五条の四の改正規定並びに附則第四十二条、第五十条、第五十三条、第五十四条、第五十六条及び第五十七条の規定

ハ 第十条中国税通則法第六十五条第一項及び第三項第二号の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十七条に一項を加える改正規定並びに同法第六十八条の改正規定並びに附則第七十三条、第

七十四條及び第六十二條の規定

二 第十三条中租税特別措置法第二十五条第二項の改正規定、同法第二十九条の二に三項を加える改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第三項第一号に係る部分を除く。）、同法第四十条の十六第四項を削る改正規定、同法第四十二条の三の改正規定、同法第六十七条の二第一項の改正規定、同法第六十八条第一項の改正規定、同法第六十八条の百第一項の改正規定及び同法第六十八条の百八第一項の改正規定並びに附則第八十五条、第八十八条第三項、第九十二条、第九十九条、第一百十七条、第二百三条、第四百三条及び第四百七条の規定

ホ 第十四条の規定並びに附則第一百五十八条から第六十一条まで、第六十三条、第六十四条、第六百八十二条及び第六百八十三条の規定

六 次に掲げる規定 会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日

イ 第一条中所得税法の目次の改正規定（「第五十八条」を「第五十七条の四」に改める部分に限る。）、同法第二条の改正規定（同条第一項第四号に係る部分及び同項第三十二号口に係る部分を除く。）、同法第十四条第一項の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第二十四条第一項の改正規

定、同法第二十五条（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「資本等の金額又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本等の金額」を「資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」に改める部分、同項第四号を削る部分、同項第五号を同項第四号とする部分、同項第六号に係る部分及び同号を同項第五号とする部分を除く。）、同法第三十六条第三項の改正規定、同法第二編第二章第二節第五款中第五十八条の前に一条を加える改正規定（第五十七条の四第三項に係る部分に限る。）、同法第九十二条第一項の改正規定、同法第六十一条第五号イの改正規定、同法第六十九条第二号の改正規定、同法第八十三条第二項の改正規定、同法第二百二十四条の改正規定、同法第二百二十四条の三の改正規定、同法第二百二十五条の改正規定（同条第一項第五号に係る部分及び同項第六号に係る部分を除く。）、同法第二百二十八条の二の改正規定、同法第二百二十八条の三の改正規定、同条を同法第二百二十八条の四とする改正規定、同法第二百二十八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第二百三十四条第一項の改正規定（同項第二号中「第二百二十八条の二」を「第二百二十八条の三」に改める部分に限る。）及び同法第二百四十二条の改正規定（同条第五号中「第二百二十八条の二」を「第二百二十八条の三」に改める部分に限る。）並びに附則第四

条、第五条第一項、第二項及び第五項、第八条第二項、第十六条第二項並びに第十八条の規定

ロ 第二条中法人税法第二条第十二号の六の改正規定、同条第十二号の八の改正規定（同号イ及びロに係る部分を除く。）、同条第十二号の九及び第十二号の十の改正規定、同条第十二号の十一の改正規定、同条第十三号の十四の改正規定、同条第十四号の改正規定、同条第十五号の改正規定、同法第十三条の改正規定、同法第十五条の改正規定、同法第二十二条第五項の改正規定（「資本金等の金額」を「資本金等の額」に改める部分を除く。）、同法第二十三条の改正規定、同法第二十四条第一項の改正規定（同項中「資本金等の金額又は連結個別資本金等の金額」を「資本金等の額又は連結個別資本金等の額」に改める部分、同項第四号を削る部分、同項第五号を同項第四号とする部分、同項第六号に係る部分及び同号を同項第五号とする部分を除く。）、同条第二項及び第三項の改正規定、同法第三十七条の改正規定、同法第三十九条の改正規定、同法第四十二条の改正規定（同条第一項中「補助金その他」を「補助金又は給付金その他」に、「これに」を「これらに」に改める部分を除く。）、同法第四十三条の改正規定、同法第四十四条の改正規定、同法第四十五条の改正規定、同法第四十六条の改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十八条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同

法第五十条の改正規定、同法第五十四条から第五十六条までの改正規定（第五十四条に係る部分に限る。）、同法第五十四条の前に目名を付する改正規定、同法第五十九条第一号の改正規定、同条第二項第一号の改正規定、同法第六十一条第一項の改正規定、同法第六十一条の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同条第七項の改正規定（同項を同条第十二項とする部分を除く。）、同条第六項の次に五項を加える改正規定（第九項から第十一項までに係る部分に限る。）、同法第六十一条の八の改正規定、同法第六十一条の十一第一項第五号の改正規定（同号を同項第六号とする部分を除く。）、同法第六十一条の十二第一項第三号の改正規定（同号を同項第四号とする部分を除く。）、同法第六十二条の改正規定（同条第一項後段中「次条第一項」を「次条」に改める部分を除く。）、同法第六十二条の二第一項の次に二項を加える改正規定（第三項に係る部分に限る。）、同法第六十二条の六の改正規定、同法第二編第一章第一節第六款中第六十二条の七の次に二条を加える改正規定（第六十二条の八に係る部分に限る。）、同法第六十八条第一項の改正規定、同法第六十九条第八項及び第十一項の改正規定（「の総数又は出資金額」を「又は出

資」に改め、「出資を除く。」の下に「の総数又は総額」を加える部分を除く。）、同法第八十条の改正規定、同法第八十一条の四の改正規定、同法第八十一条の六の改正規定、同法第八十一条の十五第八項及び第十一項の改正規定（「の総数又は出資金額」を「又は出資」に改め、「出資を除く。」の下に「の総数又は総額」を加える部分を除く。）、同法第九十五条の改正規定、同法第一百三十二条の二の改正規定（「利益の配当又は剰余金の分配の額」を「第二十三条第一項第一号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額」に改める部分に限る。）並びに同法第百三十八条第五号イの改正規定並びに附則第二十四条第二項、第二十六条第一項から第三項まで、第六項及び第七項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条、第三十三条、第三十五条第四項から第六項まで、第三十六条第七項、第三十八条第一項、第三十九条、第四十三条第一項、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第二項、第五十一条第二項並びに第五十二条の規定

ハ 第十三条中租税特別措置法第五条の二第二項の改正規定、同法第八条の二第二項第二号の改正規定、同法第八条の五の改正規定、同法第九条第一項第七号の改正規定、同法第九条の二第一項の改正規定、同法第九条の三第一項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条に三項を加え

る部分を除く。）、同法第三十二条第二項第一号の改正規定、同法第三十七条の十の改正規定（同条第三項第四号を削る部分、同項第五号を同項第四号とする部分、同項第六号に係る部分及び同号を同項第五号とする部分を除く。）、同法第三十七条の十一第一項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十一の二第二項第三号の改正規定、同法第三十七条の十四の二第一項の改正規定、同法第三十七条の十五第一項第一号の改正規定、同法第四十条の四第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第四十条の五第一項の改正規定（同項第二号中「第二条第二項第二十一号」を「第二条第二項第二十号」に改める部分を除く。）、同法第四十条の八第一項の改正規定（同項第三号中「第二条第二項第二十一号」を「第二条第二項第二十号」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の十二の改正規定、同法第五十二条の三の改正規定、同法第五十五条の改正規定（同条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月二十一日」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の五の改正規定（同条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の七の改正規定（同条第一項中「平成十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第五十六条第一項の

改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十七条の三第一項の改正規定、同法第五十七条の四第一項の改正規定、同法第五十七条の五第一項の改正規定（同項第二号の次に一号を加える部分を除く。）、同条第九項の改正規定、同法第五十七条の六の改正規定、同法第五十七条の七の改正規定、同法第五十七条の八の改正規定、同法第五十七条の九第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第六十一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第六十一条の二の改正規定、同法第六十一条の三第一項の改正規定、同法第六十一条の四第一項の改正規定（「資本又は出資の金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改める部分に限る。）、同法第六十二条の三第二項第一号の改正規定、同法第六十三条第三項第十号の改正規定、同法第六十四条第一項の改正規定、同法第六十四条の二第一項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第六十五条の七第一項の改正規定（「当該事業年度終了の時ににおいて」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに」に改める部分に限る。）、同法第六十五条の八第一項の改正規定（「特別勘定として」を「特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定

の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に改める部分に限る。）、「同条第七項の改正規定（「終了の時ににおいて」を「の確定した決算」に改める部分に限る。）、「同法第六十五条の十一第一項の改正規定、同法第六十五条の十二第一項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第六十五条の十三第一項の改正規定、同法第六十五条の十四第一項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第六十五条の十五第一項の改正規定、同法第六十六条の四第三項の改正規定、同法第六十六条の六第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、「同法第六十六条の八第一項の改正規定、同法第六十六条の九の四第一項第三号の改正規定、同法第六十六条の十一の二第二項の改正規定、同法第六十七条の四の改正規定、同法第六十七条の五第一項の改正規定（「第六十七条の五第一項」を「第六十七条の六第一項」に改める部分を除く。）、「同法第六十七条の十四第一項の改正規定、同条第九項を削る改正規定、同法第六十七条の十五第一項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第十一項及び第十二項を削る改正規定、同条第十三項の改正規定、同項を削る改正規定、同条第十一項とする改正規定、同法第六十八条の三の二第一項の改正規定、同法第六十八条の三の三第一項第一号イの改正規定、同条第四項の改正規定、同法第六十八条の三の四第四項の改正規定、同

法第六十八条の三の五第一項の改正規定（「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」の下に「（平成十二年法律第九十七号）」を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同法第六十八条の三の七第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第六十八条の三の九第一項の改正規定、同法第六十八条の三の十三第一項第三号の改正規定、同法第六十八条の四十一の改正規定、同法第六十八条の四十三の改正規定（同条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の四十四の改正規定（同条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の四十六の改正規定（同条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の四十八第一項の改正規定、同法第六十八条の五十の改正規定、同法第六十八条の五十三第一項の改正規定、同法第六十八条の五十四第一項の改正規定、同法第六十八条の五十五第一項の改正規定（「第一号」の下に「又は第一号の二」を加える部分及び同項第一号の次に一号を加える部分を除く。）、同条第九項の改正規定、同法第六十八条の五十六の改正規定、同法第六十八条の五十七の改正規定、同法第六十八条の五十八第一項の改

正規定、同条第九項の改正規定、同法第六十八條の五十九第一項の改正規定、同法第六十八條の六十一の改正規定、同法第六十八條の六十四の改正規定、同法第六十八條の六十五第一項の改正規定、同法第六十八條の六十六第一項の改正規定（「資本又は出資の金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の六十八第二項第一号ハを削る改正規定、同法第六十八條の六十九第三項第十号の改正規定、同法第六十八條の七十第一項の改正規定、同法第六十八條の七十一第一項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第六十八條の七十八第一項の改正規定（「、当該連結事業年度終了の時に於いて」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は」を「当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の七十九第一項の改正規定（「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第十九号」を「第十六号」に、「第二十一号」を「第十八号」に改める部分を除く。）、同条第八項の改正規定（「第二十一号」を「第十八号」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の